須高広域総合プール「サマーランド」指定管理に係る

公募型プロポーザル実施要項

須高行政事務組合

2026 年 11 月

1　目的

須高行政事務組合（以下「組合」という。）は、須高広域総合プール「サマーランド」の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者による管理運営を行っています。

本公募は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び須高広域総合プールの設置及び管理に関する条例（平成 25 年条例第２号）第 10 条の規定により、施設の管理運営を行う指定管理者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的としたものです。

2　公募する事業の概要

（１）業務名　　須高広域総合プール「サマーランド」指定管理業務

（２）業務内容　　別紙指定管理業務仕様書のとおり

（３）施設の位置・名称　　須坂市大字日滝 413 番地４　須高広域総合プール

（４）業務期間　　2027 年４月１日から 2032 年３月 31 日まで

ただし、組合が指定管理者への指定管理を不適当と認めた場合又は指定管理者が法令等を遵守しない場合は、組合で検討した上で、期間の満了日以前に指定を解除する場合があります。

上記により組合が指定を解除した場合、組合は指定管理者に対していかなる責任を負わないものとします。また、指定管理者の都合による予告のない解除権の行使は認めないものとします。

3　応募資格条件

当該プロポーザルへの参加ができる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることとします。

（１）指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること。

なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としないが、個人では申請することができません。

（２）須高広域総合プール「サマーランド」と同程度若しくはそれ以上の規模又は利用者数を有するプールの管理業務の実績を有すること。

（３）2025～2027 年度須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録がある者であること。（※申請書類提出締切日までに登録を行っていれば良いこととします。）

（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４又は須高行政事務組合財務規則が準用する須坂市財務規則（平成２年規則第 6 号）第 104 条第 1 項の規定に該当しない者であること。

（５）構成市町村（須坂市、小布施町、高山村）入札参加資格者に係る指名停止規程に基づく指名停止期間中の者。

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

（７）地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定を取り消された者でないこと。

（８）市町村税その他租税の滞納がないこと。
（９）暴力団又は暴力団員が実質的に支配する事業者又はこれに準ずる者と関わりがないこと。
(10) 須坂市、小布施町、高山村又は長野市に本社又は営業所等を有する者であること。(緊急時に迅速かつ適切な対応が執れる体制を有すること)（※指定期間の始期の日までに事業所を設置する団体等を含む）
(11) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等であること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（インボイス）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りではない。

４　選定・応募方法

（１）選定方法

「公募型プロポーザル方式」により選定を行うこととします。

この選定は、あくまでも指定管理者候補者を特定するものであり、契約行為ではないものとします。

協定は、指定期間全体に共通する事項を定める「基本協定」と、年度ごとの事業内容や委託費等を定める「年度協定」の２種類とします。

（２）募集から業務開始までのスケジュール

募集から業務開始までのスケジュールは以下のとおりとします。

内容	期日・期間等
組合ホームページへの公募掲載	2026 年 11 月 20 日(金) から 2026 年 12 月 25 日(金) まで
質問票受付期間	2026 年 11 月 20 日(金) から 2026 年 12 月　４日(金) 午後５時まで
質問に対する回答	2026 年 12 月 10 日(木) までに回答
申請書等提出期間	2026 年 12 月 11 日(金) から 2026 年 12 月 25 日(金)午後５時まで
申請者とのヒアリング	2027 年　１月 27 日(水)を予定
指定管理者候補選定審査会、審査結果通知	2027 年　１月 27 日(水)を予定
指定管理者の決定	2027 年　２月
基本協定締結	2027 年　２月予定
業務開始準備	2027 年　３月まで
年度協定締結、業務開始	2027 年　４月　１日

（３）質問及び回答

①　受付期限

2026 年 11 月 20 日(金) から 2026 年 12 月４日(金) 午後５時まで

② 質問方法

「質問票」（様式１）を用い、電子メールで以下のアドレス宛に提出してください。提出後、必ず電話で送信した旨を伝え、組合に着信したことを確認してください。なお、電話及び直接来庁による質問には対応いたしません。

メールアドレス：sukougyousei@stvnet.home.ne.jp

③ 質問に対する回答

回答は、2026 年 12 月 10 日(木）までに組合ホームページに掲載します。

④ 応募資格条件を満たす法人から提出された質問票のみ受付をします。

（４）指定管理者申請書等の提出

業務の指定を希望する法人は、次のとおり指定管理者申請書等を提出することとします。

① 申請書等提出期間

2026 年 12 月 11 日(金）から 2026 年 12 月 25 日(金)午後５時まで

※ 受付時間は、組合開所日の午前９時から午後５時までとします。

② 提出方法

ア 提出先

須高行政事務組合　事務所

（所在地）須坂市大字小山字布田 2104 番地の 36

イ 提出方法

提出先へ必ず持参し提出してください。(郵送での提出は不可とします。)

ウ 提出部数等

原本１部及び原本を複写したもの７部

※ 提出に際しての依頼事項

ウの様式３号から様式６号までの原本の下欄（記載場所は問いません。）に通し番号を記載願います。

③ 提出書類

ア 須高広域総合プール指定管理者申請書（様式第２号）

イ 須高広域総合プールの管理運営に関する事業計画書（様式第３号）

ウ 須高広域総合プールの管理運営に関する収支予算書（様式第４号）

※ この業務収支計画書は、あくまでもプロポーザルの評価の一つとして参考とするもので、契約のためのものではありません。

エ 自主事業予算書（様式第５号）

オ 団体概要書（様式第６号）

カ 定款、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、決算書及び市町村税に係る納税証明書。法人以外の団体にあっては、決算書及び当該団体の代表者の市町村税に係る納税証明書。

④ その他留意点

（ア）提出書類は、Ａ４版縦型左綴じとします。

（イ）文字は 11 ポイント以上とします。
（ウ）様式３号及び様式４号の要件を満たす独自の事業計画書及び収支予算書を作成して提出しても構いません。
（エ）提出書類は、理由の如何を問わず返却はしません。
（オ）提出書類は、須高行政事務組合情報公開条例（平成 17 年条例第５号）に基づき公開請求があったときは、同条例による非公開情報を除き、公開請求者に公開されます。
（カ）組合が必要と判断したものについては、書類の内容を無償にて使用できることとします。
（キ）書類の作成・提出に必要な費用は、申請者の負担とします。
（ク）提出後の書類の追加･変更は認めません。

（５）ヒアリング

提出書類について、指定管理者候補選定審査会委員によるヒアリングを行います。

①　開催期日　2027 年１月 27 日(水)を予定

※　ヒアリングの日時、場所及び実施内容等の詳細は、後日、申請者へ個別に連絡します。

②　ヒアリングの内容について

ア　出席者

４名以内とし、出席者は法人の役職員であることとします。

イ　内容

提出書類についての法人からの説明(15 分程度)及び質疑応答（30 分程度）を予定しています。

なお、説明の際は、提出書類に沿って行ってください。

ウ　その他

申請者が一者の場合も原則、ヒアリングは実施します。

（６）選定審査会及び選定基準

①　選定審査会

選定は、選定審査会を設置し実施します。なお、選定審査会は非公開とします。

②　方法及び基準

申請者から提出された書類やヒアリングにより、指定管理業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施するとともに、継続性及び安定性を総合的に判断し、その業務の指定に最適な者を組合が「指定管理者候補者」として選定します。

③　結果の発表

「指定管理者候補者」を選定審査会で選定した後に、ヒアリングに参加された者すべてに通知します。

④　その他

（ア）選定内容や選定結果に関する問い合わせ等は一切受付けません。
（イ）選定の結果によっては、指定管理者候補者の該当がないと判断する場合もあります。

５　その他

（１）本募集は、2026 年度補正予算及び 2027 年度当初予算の成立を前提として実施するものです。

　指定管理者の指定及び指定管理料については、組合議会における指定管理者の指定に係る議決及び予算の成立を条件とするものであり、これらが確定するまでは確約するものではありません。

　なお、議決されなかった場合には、指定管理者候補者として選定された者についても、指定管理者として指定しないものとします。

　また、予算の減額その他の変更があった場合には、募集内容又は指定管理料等を変更することがあります。

（２）応募に関して必要な費用は、申請者の負担とします。

（３）応募の取下げ又は辞退をする場合には、書面にて、取下げ又は辞退届（様式は任意）にその理由を明記し、組合長あてに提出してください。

（４）業務開始に至るまで

①　組合は、決定後、指定管理者と細目を協議します。なお、協議において必要な書類等があるときは、組合から指定管理者へ適宜準備を依頼します。

②　本プロポーザルにおける提案は、業務履行に関する能力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適な受託候補者を選定するために求めることとします。業務計画などの企画提案は、指定管理者候補者の選定を行う上での資料であり、業務にあたって提案内容を拘束するものではありません。

③　万が一選定後に指定管理者候補者が辞退し、組合が損害を生じた場合には、その費用の賠償を請求します。

④　2027 年４月１日から円滑に業務を開始できるよう、指定管理者候補者は業務の引継ぎや準備、事業計画等の作成などを行うこととします。

　その場合、引継ぎ、準備に係る費用及び交通費は指定管理者候補者が負担することとします。

＜提出及び問い合わせ先＞

住所：〒382-8512
須坂市大字小山字布田 2104-36
須高行政事務組合
中島（事務局長）　北澤（担当）
電 話：026－245－1173
ﾌｧｸｼﾐﾘ：026－245-1190
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：sukougyousei@stvnet.home.ne.jp